

中新川介護予防・日常生活支援総合事業における指定基準及び単位等  
【訪問型サービス】

		介護予防相当訪問型サービス	緩和した基準による訪問型サービスA	住民ボランティア・住民主体の自主活動 ⑥ (必ず遵守すべき基準)
対象者		<ul style="list-style-type: none"> <li>既にサービスを利用している方で、サービス利用の継続が必要な方</li> <li>訪問介護員によるサービスが必要な方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者</li> <li>事業対象者</li> </ul>	
訪問型サービスの内容		<p>ホームヘルパーの訪問による身体介護と生活援助 1回45分～60分程度 ※身体介護と生活援助の区別なし ※乗車や降車等の介助は利用不可</p> <p>(例) 入浴介助、おむつ交換、そうじ、せんたく調理、服薬の仕分け、近所の買物同行等</p>	<p>生活援助のみ 入浴介助なし Ⅰ 1回45分～60分程度 Ⅱ 1回20分～45分未満 Ⅲ 1回20分未満(短時間)</p> <p>(例) 身体介護以外 調理、そうじ、せんたく、買物代行等</p>	<p>住民主体の自主活動として行う生活援助等</p> <p>(例) 配食サービス 買い物代行 見守り支援 など</p>
訪問型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者 ※ 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</li> <li>訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※ ※ 一部非常勤職員も可能。 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務従事した介護職員初任者研修等修了者】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者※ 専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能。</li> <li>従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】</li> <li>訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従事者 必要数</li> </ul> <p>【資格要件:なし】</p>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>必要な設備・備品</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の運営に必要な広さを有する区画</li> <li>必要な設備・備品</li> </ul>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別サービス計画の作成</li> <li>運営規程等の説明・同意</li> <li>提供拒否の禁止</li> <li>訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>秘密保持</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別サービス計画の作成。必要に応じ変更等対応。</li> <li>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>
訪問型サービスの単価	介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価	単位	組合基準訪問型サービスA(国基準の90%)	
	訪問Ⅰ(週1回、要支援1・2他)月	1,172 → <b>1,176</b>	訪問型サービスA Ⅰ(45分～60分、要支援1・2他) 回	203
	訪問Ⅱ(週2回、要支援1・2他)月	2,342 → <b>2,349</b>	生活援助45分以上225単位の90%	
	訪問Ⅲ(週2回以上、要支援2)月	3,715 → <b>3,727</b>		
	訪問Ⅳ(月4回迄、要支援1・2他)回	267 → <b>268</b>	訪問型サービスA Ⅱ(20分～45分未満、要支援1・2他)回	165
	訪問Ⅴ(月5～8回、要支援1・2他)回	271 → <b>272</b>	生活援助20分以上45分未満183単位の90%	
	訪問Ⅵ(月9～12回、要支援2)回	286 → <b>287</b>		
	訪問短時間サービス(月22回、要支援1.2他)回	166 → <b>167</b>	訪問型サービスA Ⅲ(20分未満、要支援1・2他) 回	132
		訪問型サービスAⅡ165単位の80%		

## 【通所型サービス】

	介護予防相当通所型サービス	緩和した基準による通所型サービスA	住民ボランティア・住民主体の自主活動 ⑧ (必ず遵守すべき基準)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>既にサービスを利用している方で、サービス利用の継続が必要な方</li> <li>通所による介護サービスが必要な方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者</li> <li>事業対象者</li> </ul>		
通所型サービスの内容	<p>【現行の介護予防通所介護と同じ】</p> <p>1日 3～9時間 送迎、入浴あり 食事は実費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活機能の向上のための機能訓練</li> <li>身体機能の向上のための機能訓練</li> <li>調理や掃除、洗濯等の生活機能向上のためのトレーニング</li> <li>レクリエーション活動</li> </ul>	<p>高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する事業</p> <p>送迎あり、入浴なし、食事は実費</p> <p>通所Ⅰ 1日 5～9時間 通所Ⅱ 半日 3～5時間未満 通所Ⅲ 短時間 1～3時間未満</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ミニデイサービス</li> <li>作業・レクリエーション活動等</li> </ul>	<p>体操、運動、趣味等の活動など自主的な通いの場</p>	
通所型サービスの基準	<p>人員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</li> <li>看護職員 専従1以上</li> <li>生活相談員 専従1以上</li> <li>介護職員 利用者14人まで 専従1以上 利用者15人以上 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>機能訓練指導員 1以上</li> </ul> <p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>静養室・相談室・事務室</li> <li>消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>必要なその他の設備・備品</li> </ul> <p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別サービス計画の作成</li> <li>運営規程等の説明・同意</li> <li>提供拒否の禁止</li> <li>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>秘密保持等</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者※ 専従1以上</li> <li>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能。</li> </ul> <p>従事者 利用者14人まで 専従1以上 利用者15人以上 利用者1人に必要数</p> <p>サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上)</p> <p>必要な設備・備品</p> <p>個別サービス計画の作成。必要に応じ変更等対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>	<p>従事者 必要数</p> <p>【資格要件:なし】</p> <p>サービスを提供するために必要な場所 必要な設備・備品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>	
通所型サービスの単価	介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価	組合基準通所型サービス(国基準90%)		
	単位	入浴なし	単位	
	通所Ⅰ(要支援1他)月	1,655 → <b>1,672</b>	通所型サービスA Ⅰ(1日、要支援1・2他) 回	342 → <b>346</b>
	通所Ⅱ(要支援2)月	3,393 → <b>3,428</b>	介護予防相当通所型サービス 通所Ⅲ 384単位の90%	
	通所Ⅲ(月4回迄、要支援1他)回	380 → <b>384</b>	通所型サービスA Ⅱ(半日(1日の75%)、要支援1・2他)	257 → <b>260</b>
	通所Ⅳ(月5～8回迄、要支援2)回	391 → <b>395</b>	通所型サービスA Ⅰ 346単位の75%	
			通所型サービスA Ⅲ(短時間(1日の60%)、要支援1・2他)	205 → <b>208</b>
		通所型サービスA Ⅰ 346単位の60%		
		送迎なしの場合5%減額		
		1日 半日 短時間		
		送迎なし 329 247 198		